社会福祉法人松阪市社会福祉協議会
松阪市保育士修学資金貸付事業実施要綱

（目的）
第１条　この事業は、指定保育士養成施設に在学し、保育士の資格の取得を目指す学生に対し修学に必要な資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする。
（用語の定義）
第２条　この要綱において、「保育士」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 18 条の 4 に規定する者をいう。
２　この要綱において、「養成施設」とは、法第 18 条の 6 に規定する指定保育士養成施設をいう。
（貸付対象）
第３条　修学資金の貸付けの対象者は、養成施設に在学し、松阪市内の保育園等（別表１のとおりとする。以下同じ。）において、将来、保育士として保育業務に従事する意思があるものとする。ただし、他の地方公共団体等が行う同種の修学資金の貸付けを受けた者または受ける者を除く。
（貸付期間及び貸付額）
第４条　貸付期間は、養成施設に在学する期間とする。ただし、貸付期間は 2 年間を限度とする。
２　貸付額は、月額 50,000 円以内とする。
（貸付方法及び利子）
第５条　修学資金は、松阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。
２　利子は、無利子とする。
（連帯保証人）
第６条　修学資金の貸し付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。この場合において、借入申込者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人でなければならない。ただし、法定代理人を連帯保証人として立てられないやむを得ない事由がある場合、法定代理人に同意を得たうえで、法定代理人以外の者を連帯保証人とすることができるものとする。
２　連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。
（貸付契約の解除及び貸付けの休止）
第７条　会長は、貸付契約の相手方（以下「借受人」という。）が修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
２　会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修

学資金の貸付けを行わないものとする。

3　会長は、借受人が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

（返還債務の当然免除）

第８条　会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

（１）　養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録を行い、松阪市内の保育園等において保育業務に従事し、かつ、3 年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。以下同じ。）保育業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金貸付けを受けた者の意思によらず、市外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間として算入するものとする。

（２）　前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

（返還）

第９条　借受人が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

（１）　修学資金の貸付契約が解除されたとき。

（２）　借受人が、養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。

（３）　借受人が、松阪市内において前条第 1 号に規定する業務に 3 年間引き続き従事しなかったとき。

（４）　松阪市内において前条第 1 号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

（５）　前条第 1 号に規定する業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により同条第１号に規定する業務に従事できなくなったとき。

（返還債務の履行猶予）

第１０条　会長は、借受人が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2　会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

（１）　松阪市内において第８条第１号に規定する業務に従事しているとき。
（２）　災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
（返還債務の裁量免除）
第１１条　会長は、借受人が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸し付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。
（１）　死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき。
　返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
（２）　長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。
　返還の債務の額の全部又は一部
（延滞利子）
第１２条　会長は、借受人が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。
　ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。
（財政措置）
第１３条　この事業の実施に必要な貸付原資は、松阪市の予算に計上された委託料の範囲内とする。
（会計経理）
第１４条　市社協は、この事業の会計経理を明確にしなければならない。
２　貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する会計に繰り入れるものとする。
３　この事業を廃止した場合の返還金の取扱いとして、市社協は、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金に相当する金額を松阪市に返還するものとする。
（その他）
第１５条　この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項については、松阪市と市社協が協議して決定するものとする。
　附　則
この要綱は平成29年10月1日から施行する。
　附　則
この要綱は令和3年6月1日から施行する。

附　則

この要綱は令和 3 年 11 月 16 日から施行する。

附　則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

ア	児童福祉法第 35 条第 8 項により認可された保育所
イ	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
ウ	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（平成 18 年三重県条例第 68 号）第 2 条第 2 項に規定する保育所型認定こども園
エ	児童福祉法第 34 条 15 第 5 項により認可された家庭的保育事業等
オ	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの ①教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設 ②ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

※ただし、松阪市に幼稚園教諭・保育士職として正規採用され、松阪市立幼稚園へ配属された場合に限り別表 1 に準じた取り扱いをするものとする。